

### III 産業分類表

種類	基準	内容例示
建設業	注文又は自己建設によって、建設工事を施工する事業所	土木工事業、道路舗装工事業、建築工事業、建売業(自己施工)、屋根工事業、建物塗装業、解体工事業、建築リフォーム工事業、電気工事業、配管工事業、冷暖房設備工事業、大工・とび工事業、左官業など
製造業	食品工業、繊維工業、木工業、印刷業、製本業及び化学工業並びに金属製品、機械器具などの製品を製造して卸売する事業所	食料品製造業、調味料製造業、製粉業、たばこ製造業、製糸業、紡績業、衣服身の回り品製造業、製材業、新聞・出版社(印刷のみ)、石けん・合成洗剤製造業、自動車製造業、電気製品製造業、鋳物製造業、機械製造業、船舶製造業、玩具製造業、プラスチック製品製造業など
情報通信業	情報の伝達、情報の処理、提供などのサービス、インターネットに付随したサービス及び伝達を目的とした情報の加工を行う事業所	電話業、放送業、情報処理・提供サービス業(興信所を除く)、ソフトウェア業、計算センター、プロバイダ、映画・ビデオ制作業、レコード会社、新聞・出版社(主として発行、出版を行う)、ニュース供給業、貸スタジオ(映画撮影・録音用)、広告制作業(印刷物に係るもの)など
運輸業、郵便業	鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運送業、倉庫業及びこれらに附帯するサービスを行う事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所	鉄道業、乗合バス業、宅配便業、自動車運送業、タクシー業、水運業、航空運送業、倉庫業、荷役業、こん包業、有料道路料金徴収業、郵便業など
卸売業、小売業	卸売業(仕入れ卸)、小売業、製造小売業など商品を売買する事業所	貿易商社、材木問屋、仲買業、百貨店、酒店、調剤薬局、書店、たばこ店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、新聞販売店、インターネット販売など
金融業、保険業	銀行、信託業、金融商品取引業、商品先物取引業などの金融業及び保険業	銀行、信託業、金融公庫、信用農業協同組合連合会、質屋、金融商品取引業、生命保険業、損害保険業、クレジットカード業、農業共済組合など
学術研究、専門・技術サービス業	学術的研究などを行う事業所及び専門的な知識・技術を提供する事業所	法律事務所、獣医業、建築設計業、デザイン業、写真業、興信所、自然科学研究所、高層気象台、広告代理業など
宿泊業、飲食サービス業	宿泊、その場所で飲食させる事業所及び客の注文によって飲食料品の調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所	食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料亭、バー、酒場、旅館・ホテル、下宿業、簡易宿泊所、持ち帰り弁当屋、宅配ピザ屋など
教育、学習支援業	学校教育又は教養、技能、技術などを教授する事業所及びその他の教育に関する事業所	学校(専修・各種学校を含む)、幼稚園、美術館、動物園、図書館、職業訓練施設、学習塾、個人教授所、ダンス教室、職員教育施設・支援業など
医療、福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所	病院、診療所、保健所、福祉事務所、保育所、老人ホーム、健康保険組合、介護事業など
他のサービス業	個人又は事業所に対してサービスを提供する他の産業に分類されない事業所 ※「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせたもの	洗濯業、理・美容業、旅行業(旅行代理店)、冠婚葬祭業、宝くじ売りさばき業、金券ショップ、映画館、競馬場、遊園地、カラオケボックス、家事代行サービス業、フィットネスクラブ、郵便局、簡易郵便局、農・漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、廃棄物処理業、政治団体、神社、外国公館など
公務	国、都道府県庁、市区役所、町村役場で、立法事務、司法事務及び行政事務を行いう官公署 (注)の2参照	国家事務、国会、税務署、裁判所、刑務所、ハローワーク(公共職業安定所)、自衛隊、地方事務、都道府県庁、都道府県地方事務所、区役所、町役場、警察署、消防署、地方気象台・測候所など
その他	以上の各産業に分類されないもの(「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」)及び所属産業のないもの	「農業、林業」、「漁業」〔米作農業、酪農業、植木業、森林管理署、養殖業など〕 「鉱業、採石業、砂利採取業」〔金属鉱業、石炭鉱業、石油鉱業、採石業、砂利採取業、鉱山内運搬請負業など〕 「電気・ガス・熱供給・水道業」〔電力会社、ガス会社、水道局・部・課、下水道局、下水処理場、地域暖冷房業など〕 「不動産業、物品賃貸業」〔貸事務所業、貸家業、貸間業、建売業(他人施工)、土地売買業、不動産仲介業、駐車場業、マンション管理業、リース業など〕 日雇いなどや所属産業のないもの、無職

(注) 1. 「日本標準産業分類」による。

2. 官公署であっても、他の産業の基準欄に示した業務を行う機関は、「公務」以外の該当する産業に分類する。